



HPはこちら

運用行路表の「その他時間」に なぜ時刻を示さないのか！？

新幹線統括本部に申し入れを提出

私たち東日本ユニオンは4月24日、幹申第5号「幹申第4号の団体交渉を踏まえた乗務員運用行路表における『その他時間』に関する申し入れ」を新幹線統括本部に提出しました。

2023年3月ダイヤ改正から定期行路内に「その他時間」を指定

新幹線統括本部では、新幹線統括本部では初めて就業規則第85条1項9号にある「その他時間」を駅業務・企画業務を目的として乗務員運用行路表に指定しました。

▼JR東日本 就業規則第85条1項9号

(労働時間A)

第85条 労働時間Aは、次の各号に掲げる時間を通常の作業実態に応じて算定する。

(9) その他時間は、あらかじめ他の業務を行う場合、運用行路表に指定した時間とする。

この就業規則で定めている「その他時間」の取り扱いをめぐっては、3月10日と3月16日に「幹申第4号」の団体交渉を開催しました。団体交渉の席上で「その他時間」について「あらかじめ計画された業務はある」「自己啓発だけを目的とした運用ではない」「待機指示はない」「就業規則を逸脱した運用は行わない」ことを確認しました。

しかし、その取り扱いの多くは管理する側による「人をルール」としたものであることから、各職場において就業規則を逸脱した運用が危惧されます。

私たち東日本ユニオンは乗務員運用行路表における「その他時間」について、今年度の運用に特化した認識でなく、将来にわたって社員が正しく理解し、就業規則にもとづく正確な運用をめざしていきます。

幹申第4号の団体交渉を踏まえた乗務員運用行路表における「その他時間」に関する申し入れ

1. 「駅業務・企画業務等として指示するその他時間」の開始・終了時期を状態管理ではなく、運用行路表に時刻を明確に指定すること。
2. 「駅業務・企画業務等として指示するその他時間」は行路計画上の労働時間Aであることから、計画されている時分を労働時間Bと同等に扱わないこと。
3. 行路計画上の労働時間Aとして「駅業務・企画業務等として指示するその他時間」を削除し、変行路とする場合があるのか明らかにすること。